

令和6年度山形県就職氷河期世代技能検定手数料支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、就職氷河期世代（令和6年4月1日時点において、大学卒業者にあっては42歳から53歳まで、短期大学卒業者にあっては40歳から51歳まで、高校卒業者にあっては38歳から49歳までの者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。以下同じ。）の技能向上を促進し、求職者の就労及び雇用の安定を図るため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、就職氷河期世代の求職者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、令和6年度技能検定を受検する者のうち、就職氷河期世代の求職者であって、山形県内の公共職業安定所の職業相談を受けている者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象者が受検する技能検定（実技試験）の検定手数料額の10分の10に相当する額とする。ただし、1人当たり18,200円を上限とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、技能検定実技試験日から起算して30日以内に、補助金交付申請書（兼実績報告書）（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 技能検定受検票の写し
- (2) 氏名及び生年月日が確認できる書類（運転免許証の写しなど）
- (3) 県内の公共職業安定所において職業相談を受けていることが確認できる書類（県内の公共職業安定所の証明印があるものに限る）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第6条 知事は、前条による補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 知事は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者は、前条による取消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。